

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	職業転換訓練費負担金	担当部局庁	職業能力開発局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和41年度	担当課室	能力開発課	能力開発課長 志村 幸久			
会計区分	一般会計	政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用対策法第18条第2号及び第20条 雇用対策法施行令第3条	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県から訓練手当が支給されること、その要する費用のうち1/2を国が負担する。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	1,828	1,828	1,637	1,637	1,634
		補正予算					
		繰越し等					
		計	1,828	1,828	1,637	1,637	1,634
	執行額	1,738	1,523	1,319			
執行率(%)	95.1	83.3	80.6				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	障害者職業能力開発校の就職率を代替指標として使用。就職率 60% (平成22~24年度)	成果実績	%	60.0	65.9	68.6(速報値)	61
		達成度	%	100.0	109.8	114.3(速報値)	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	訓練手当支給者数	活動実績 (当初見込み)	人	3,757 (4,157)	3,671 (4,157)	3,372 (速報値) (3,865)	— (3,874)
		算出根拠	1,319,335,818円(執行額)÷3,372人(速報値)=391,262円				
単位当たりコスト	391,262円/人						
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	(目)職業転換訓練費負担金	1,637	1,634	要対人員の見直しによる減			
	計	1,637	1,634				

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	就職困難者の就職を実現するためには訓練機会の確保及び受講期間中の生活の安定を図ることが重要であるとともに、国費負担については雇用対策法において明確にされている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用対策法に基づく、職業転換給付金制度の一つとして、訓練手当は就職が困難な者が公共職業訓練等を受講する間の生活の安定を図ることにより、訓練の受講を容易にするため都道府県が支給するものであり、その要する費用のうち1/2を国が負担しているところである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	就職困難者に対し、地域の特性に応じて全国で実施することにより、多様な職業訓練機会を提供できる優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	当該負担金は義務的経費であり、都道府県が支給する費用の1/2を国費負担としている。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	当該負担金は義務的経費であり、都道府県が支給する費用の1/2を国費負担としている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	就職困難者の職業訓練の機会を確保する観点から都道府県の計画を踏まえた予算要求が必要であり、当初交付決定額は予算額の99.7%であったものの、訓練受講生数が予定を下回ったこと等のために不用が生じたものである。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込みを約1割下回ったものの、就職困難者の職業訓練期間中の生活安定に資する実績が得られたものである。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>・職業転換訓練費負担金は、雇用対策法に基づく職業転換給付金制度の給付金の一つとして、訓練手当は就職が困難な者が公共職業訓練を受講する間の生活の安定を図ることにより、訓練の受講を容易にするため都道府県が支給するものであり、その要する費用のうち1/2を国が負担しているところである。当該負担金は義務的経費であり、その対象者は障害者や母子家庭の母等の特に就職困難な求職者に対し、公共職業訓練を通じた職業選択の場における実質的な機会の平等を確保するための経費であることから、これ以上の予算の削減は困難であるが、引き続き、効率的な執行に努めて参りたい。</p> <p>・本件事業においては成果指標として障害者職業能力開発校の就職率を設定しているところ、平成24年度においては目標値以上の実績となっており、事業の目的に資するものと判断することができる。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者の点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	事業実績を勘案・検証したうえで、効果的・効率的な事業運営に努めながら、執行状況を予算要求に反映していくこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	要対人員を見直すとともに、効果的・効率的な事業運営に努める。(▲3百万円)					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	377	平成23年	340	平成24年	293

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省 1,319百万円

〔負担金(都道府県が支給した額の1/2を負担)〕



A. 都道府県(47) 1,319百万円

〔職業訓練を受ける者に対し、訓練手当を支給)〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
いて補足する)
(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.大阪府		
費目	使途	金額 (百万円)
職業転換訓練費負担金	訓練手当の支給	211
計		211

E.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

B.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

F.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

C.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

G.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

D.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

H.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	211		
2	東京都	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	146		
3	神奈川県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	83		
4	静岡県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	70		
5	兵庫県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	68		
6	愛知県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	63		
7	福岡県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	52		
8	広島県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	51		
9	石川県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	37		
10	沖縄県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	36		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	一般の職業能力開発校を活用した障害者に対する職業訓練の実施		担当部局庁	職業能力開発局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成16年度・平成24年度終了		担当課室	能力開発課	能力開発課長 志村 幸久			
会計区分	一般会計		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第15条の6第1項		関係する計画、通知等	「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定 期間 平成20年度～平成24年度)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	一般の職業能力開発校(以下「一般校」という。)において、障害者の受入れを促進し、職業訓練におけるノーマライゼーションの推進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	一般校において、知的障害者・発達障害者等を対象とした専門の訓練コースを設けて職業訓練を行う3年間のモデル事業を実施。なお、モデル事業は平成23年度で終了しており、平成24年度はモデル事業を実施した都道府県において、そのノウハウを都道府県内の他の一般校等に普及する事業を実施。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	141	68	20	-	-	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	141	68	20	-	-		
	執行額	89	46	3				
執行率(%)	63.1	67.6	15.0					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
	訓練受講者の就職率 60%		成果実績	%	61.8	81.6	-	-
			達成度	%	103.0	136.0	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	訓練受講者数		活動実績 (当初見込み)	人	96 (125)	50 (60)	- (-)	- (-)
単位当たりコスト	2,815,589(円/1都道府県)		算出根拠	平成24年度執行額(2,815,589円)/平成24年度事業実施都道府県数(1都道府県)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	-	-	-	-				
	計							

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要である。また、雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業であり、必要な職業能力開発機会を確保する上で必要な本事業に国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、障害者の職業能力開発機会の拡充を図るため、国が都道府県と委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となって推進しているものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。ハローワークへの就職を希望する知的障害者・発達障害者等が増加する中、求職障害者の就職を実現するためには、訓練機会の確保が重要であることから、本事業は優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		×	職業能力開発促進法第16条に基づき都道府県が職業能力開発校を設置しており、支出先を都道府県とすることは妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	会議開催に係る経費及びノウハウを普及させるための職業訓練普及促進員の設置に必要な経費として妥当な水準である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	会議開催に係る経費やノウハウを普及させるための職業訓練普及促進員の設置などの必要経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	前提となるモデル事業が円滑に実施されたことに伴いノウハウ普及事業が前倒し実施されたこと等により、本事業を実施する道県数が減少したため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	ノウハウを普及するために報告書等が活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度で事業終了					
外部有識者の所見						
外部有識者の点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
-						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
-						
備考						
平成21年11月の行政刷新会議においてモデル事業が横断的見直しの対象となったため、本事業の必要性、効果等を厳格に検証した結果、平成24年度で事業を終了することとした。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	378	平成23年	341	平成24年	294

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
3百万円

- 1 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 2 都道府県への予算配賦
- 3 事業実施に係る助言・指導



随意契約・委託

A. 都道府県(1県)
3百万円

- 発達障害者訓練ノウハウの普及事業
- ・障害者職業訓練普及促進検討会議等の開催

資金の流れ
(資金の受け取り
先が何を行っている
かについて補足
する)(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 石川県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	報告書、資料作成費等	0.4			
諸経費	職業訓練普及促進員への謝金、旅費等	2.2			
消費税		0.1			
計		3	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	石川県	発達障害者に対する訓練ノウハウ普及事業の実施	3	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	母子家庭の母等の職業的自立促進事業		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度・平成24年度終了		担当課室	能力開発課		能力開発課長 志村 幸久	
会計区分	一般会計		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立に向けた職業キャリア掲載の支援等を行うこと			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第15条の6第3項		関係する計画、通知等	第9次職業能力開発基本計画			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	就労経験の乏しい母子家庭の母等の就労を支援する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対し、各自治体が自立支援の具体的な方法・計画を明確化して策定した「自立支援プログラム」に基づき就労支援を行う対象者に対して、民間教員訓練機関を活用し、個々の様態に応じた又は地域のニーズに合った機動的な「準備講習付き職業訓練」を都道府県へ委託する。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	455	428	332		
		補正予算	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0		
	計	455	428	332			
	執行額	272	225	201			
執行率(%)	59.8	52.6	60.5				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (21~24年度)
	訓練修了者の訓練修了後3ヶ月時点の就職率(65.0%)	成果実績	%	67.6	71.2	73.7(速報値)	65.0
		達成度	%	104.0	109.5	113.4	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	訓練受講者数	活動実績	人	1,645	1,250	1,083	—
		(当初見込み)	人	(2,210)	(2,210)	(2,210)	—
単位当たりコスト	(185,181円/受講者1人)		算出根拠	平成23年度執行額(200,551,566円)/平成23年度受講者数(1,083人)			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	(目)職業能力開発支援事業委託費	-	-	平成24年度で事業を廃止とする。			
	職業訓練実施委託費	-	-				
	訓練実施協議会開催等経費	-	-				
	消費税	-	-				
計	-	-					

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	雇用失業情勢は依然として厳しく、求職者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要である。また、職業訓練は国の雇用のセーフティネットとして国の責務として実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号)。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は地域の実情に応じた多様な訓練機会を確保するため、国が都道府県と委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり民間の訓練実施機関を活用して訓練を実施している。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本事業は、都道府県等における福祉施策と連携を図りつつ、児童扶養手当受給者や生活保護受給者の個々の態様や地域ニーズに応じた、委託訓練を実施するものであり、優先度が高い事業と言える。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		×	職業能力開発促進法第15条の6第3項の規定に基づき国と都道府県が委託契約を締結して実施する委託事業であり、委託先として都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであることから、随意契約により契約を締結している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	本事業における委託費は、他の職業訓練の委託費を踏まえた設定である。通常の訓練に比べ、本事業の対象者は就職困難者であるといえ、訓練実施機関の負担が大きいことを踏まえると単価水準は高いとは言えない。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	本事業は都道府県が入札又は企画競争等により委託先を選定して実施しており、合理的な支出となっている。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は訓練実施のための訓練機関に対する委託費及び訓練支援員の設置に必要な経費などが大部分を占めており、必要経費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	訓練定員に対する訓練受講者の割合である訓練定員充足率が低調であるため、当初計画通りに訓練が実施されない場合があったため。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業は都道府県が入札又は企画競争等により委託先を選定して実施しており、合理的な支出となっている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		×	実績が見込みより低かった。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	-	
点検結果	平成24年度で事業を廃止とする。				
外部有識者の所見					
外部有識者の点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
-					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
-					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	379	平成23年	342	平成24年	295

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省 201百万円

- 1 施策の企画・立案
- 2 都道府県訓練実施計画ヒアリング・都道府県への予算交付
- 3 事業実施に係る助言・指導等

↓ 委託費(随意契約)

A. 都道府県及び横浜市(44)
201百万円

・訓練計画の策定



B. 委託訓練実施機関(民間団体)
201百万円

・委託訓練の実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 北海道			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託訓練事業費	企業等への職業訓練実施の委託費	27			
諸経費	事務用消耗品費、通信費	0			
消費税		1			
計		28	計		0
B. 富士通エフ・オー・エム(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	職業訓練の実施	4			
計		4	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道	訓練の実施	28	随意契約	
2	横浜市	訓練の実施	22	随意契約	
3	大阪府	訓練の実施	16	随意契約	
4	埼玉県	訓練の実施	16	随意契約	
5	滋賀県	訓練の実施	13	随意契約	
6	東京都	訓練の実施	10	随意契約	
7	沖縄県	訓練の実施	7	随意契約	
8	山口県	訓練の実施	7	随意契約	
9	福岡県	訓練の実施	6	随意契約	
10	静岡県	訓練の実施	6	随意契約	

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士通エフ・オー・エム(株)	訓練の実施	4	随意契約	
2	苫小牧地方職業能力開発協会苫小牧地域職業訓練センター	訓練の実施	4	随意契約	
3	(株)日本教育クリエイト	訓練の実施	4	随意契約	
4	釧路地方職業能力開発協会釧路地域職業訓練センター	訓練の実施	4	随意契約	
5	(株)グローバルコミュニケーションズ	訓練の実施	3	随意契約	
6	(学)西野学院(函館臨床福祉専門学校)	訓練の実施	3	随意契約	
7	(株)アイラ	訓練の実施	3	随意契約	
8	(学)北海道学院釧路専門学校	訓練の実施	2	随意契約	
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	障害者職業訓練指導員経験交流事業費		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成4年度		担当課室	能力開発課		能力開発課長 志村 幸久		
会計区分	一般会計		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第16条		関係する計画、通知等	「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定 期間 平成20年度～平成24年度)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	障害者の職業訓練を担当する指導員が蓄積した訓練技法等のノウハウやニーズ、経験等を相互に情報交換・分析を行い、これを共有化することにより、訓練内容の充実・向上等を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	障害者職業訓練校の指導員等が個々の現場において蓄積した訓練技法等のノウハウやニーズ、経験等を相互に情報交換・分析を行い、これを共有化することにより訓練内容の充実・向上等を目的とした交流会を定期的開催するもの。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6		
	執行額	0.03	0.01	0.01				
執行率(%)	3.3	1.4	1.4					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	就職率 60%(22年度～24年度)			%	60	65.9	68.6 [速報値]	61
			達成度	%	100.0	109.8	114.3 [速報値]	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	出席者数			人	63	90 (67)	88 (67)	— (67)
単位当たりコスト	116 (円/出席者1人)		算出根拠	平成24年度執行額(10,220円)/平成24年度出席者数(88人)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	(目)諸謝金	0.03	0.03	会場借料や会議費の減				
	(目)庁費	0.4	0.3					
	(目)委員等旅費	0.1	0.1					
	(目)職員旅費	0.1	0.1					
	計	0.7	0.6					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練内容の充実・向上等が重要である。本事業は求職者の受講ニーズに対応し、効果的な職業訓練を実施する上で不可欠な事業であり国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、国が各都道府県の指導員等を参集して職業訓練内容の充実・向上等を図っており、国の責務として直接実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練内容の充実・向上等が重要であることから本事業の優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	単位当たりのコストが非常に安価であり、妥当な水準である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業では交流会会場までの旅費など、必要経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	独立行政法人の会議室を活用するなど、交流会に必要な費用の縮減に努めているため。		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	ほぼ見込み通りの出席者である。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就職促進を図るため、効果的な職業訓練を実施する上で指導員の資質の向上は不可欠であり、今後も本交流会の内容を充実させていく必要がある。 ・本件事業においては就職率を成果指標としているところ、24年度は目標値以上の実績となっており、事業の目的に資するものと判断することができる。 					
	外部有識者の点検対象外					
外部有識者の所見						
外部有識者の点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業 内容 の 改善	事業実績を勘案・検証したうえで、効果的・効率的な事業運営に努めながら、執行状況を予算要求に反映していくこと。					
	所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮 減	会場借料や会議費を見直すとともに、効果的・効率的な事業実施に努める。 (▲0.1百万円)					
	備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	380	平成23年	343	平成24年	296

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

0.01百万円

〔 経験交流会の企画、予算要求・編成 〕



〔 会議費 〕

A. 事務費

0.01百万円

〔 障害者職業訓練指導員経験交流会の開催 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.事務費			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
職員旅費	会議に係る旅費	0.01			
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	障害者職業能力開発校運営委託費		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和22年度		担当課室	能力開発課		能力開発課長 志村 幸久		
会計区分	一般会計		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第16条		関係する計画、通知等	「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定 期間 平成20年度～平成24年度)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、障害者職業能力開発校において障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うことで障害者の就職促進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練を実施することにより、障害者の職業能力の向上を図る。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	2,720	2,751	2,716	2,626	2,721	
		補正予算		▲1				
		繰越し等	▲2	2				
	計	2,718	2,751	2,716	2,626	2,721		
	執行額	2,689	2,729	2,697				
執行率(%)	98.9	99.2	99.3					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	就職率 60%(22～24年度)			%	60	65.9	68.6 [速報値]	61
			達成度	%	100.0	109.8	114.3 [速報値]	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	受講者数			人	1,402 (2,580)	1,336 (2,580)	1329 [速報値] (2,580)	— (2,580)
単位当たりコスト	2,029,171円/受講者1人		算出根拠	平成24年度執行額(2,696,768,920円)/平成24年度受講者数(1,329人)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	(目)障害者職業能力開発校運営委託費	2,626	2,721	国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の措置期間終了に伴う増				
	計	2,626	2,721					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要である。本事業は広く国民のニーズがあり、雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業であることから国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、職業能力開発促進法第16条に基づき、国が設置した障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託している事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要であることから本事業の優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		×	職業能力開発促進法第16条第4項に基づき障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託するものであり、支出先を都道府県とすることは妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	本事業に係る予算が減少している中で訓練定員を縮減せず引き続き確保するため、コスト削減に努めており、予算の執行率が既にほぼ100%となっている。従って、更なる削減は厳しくなっている。また、障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者を対象としているため、障害特性に適応した専門的な訓練機器・設備を設置する必要があることや、訓練コースの多くが1年程度の長期に渡って訓練を実施していることを踏まえると妥当な水準である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、雇用のセーフティーネットとして実施する訓練に不可欠な訓練指導員の配置や訓練用教材の費用など、必要経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	就職意欲、障害の受容程度、障害の安定性等により入校選考で落とされる者が存在すること等の理由により、実績が見込みを下回った。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>・ハローワークにおいて身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者が大きく増加していることに加え、障害の重度化・多様化も進んでいる。職業訓練上特別な支援を要する障害者の就職を実現するためには、これまで以上に障害者職業訓練に関する専門的かつ高度な知識・ノウハウの蓄積が不可欠であることや、訓練定員の充足率の向上を図る必要がある。</p> <p>一般の職業能力開発校では職業訓練を受けることが困難な障害者に職業訓練を実施するためには、障害特性に応じた個々の障害に対する専門的な知識を有する者の支援が必要であることから、障害者職業能力開発校で引き続きこれらの特別な支援を要する障害者の職業能力開発を進める。</p> <p>・本件事業においては「就職率60%」を成果指標として設定しているところ、平成24年度は目標値を超える成果実績となっており、事業の目的に資するものと判断することができる。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者の点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	事業の必要性、執行の観点からの評価としては概ね妥当であるが、引き続き効果的な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	381	平成23年	344	平成24年	297

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

2,697百万

- 1 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 2 都道府県への予算配賦
- 3 事業実施に係る助言・指導



随意契約・委託

A. 都道府県(11都道府県)

2,697百万

障害者職業能力開発校の運営

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	管理職員、指導員の設置に係る費用	269			
事業費	教材費、光熱費等	92			
計		361	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	国立障害者職業能力開発校の運営	361	随意契約	
2	大阪府	国立障害者職業能力開発校の運営	299	随意契約	
3	福岡県	国立障害者職業能力開発校の運営	283	随意契約	
4	兵庫県	国立障害者職業能力開発校の運営	275	随意契約	
5	神奈川件	国立障害者職業能力開発校の運営	268	随意契約	
6	愛知県	国立障害者職業能力開発校の運営	260	随意契約	
7	広島県	国立障害者職業能力開発校の運営	237	随意契約	
8	鹿児島	国立障害者職業能力開発校の運営	212	随意契約	
9	北海道	国立障害者職業能力開発校の運営	199	随意契約	
10	宮城県	国立障害者職業能力開発校の運営	171	随意契約	

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施		担当部局庁	職業能力開発局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成16年度		担当課室	能力開発課	能力開発課長 志村 幸久			
会計区分	一般会計 労働保険特別会計雇用勘定		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第15条の6第3項 雇用保険法第63条第1項第2号 雇用保険法施行規則第126条		関係する計画、通知等	「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定 期間平成20年度～平成24年度)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ハローワークに求職を申し込んだ障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ハローワークへの身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者数が大きく増加していることに加え、求職障害者の障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するための職業訓練の重要性が増していることから、国が都道府県と訓練に係る委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託訓練先を活用し、障害者の住む身近な地域で訓練を実施することにより、障害者の職業能力の向上を図る。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	1,824	1,595	1,503	1,347	1,920	
		補正予算						
		繰越し等						
	計		1,824	1,595	1,503	1,347	1,920	
	執行額		1,209	1,142	1,157			
執行率(%)		66.3	71.6	77.0				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	平成22年度 就職率 48% 平成23年度、24年度 就職率 50%		成果実績	%	43.8	44.4	42.4 [速報値]	47.0
			達成度	%	91.3	88.8	84.8 [速報値]	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	受講者数		活動実績 (当初見込み)	人	6,280 (9,550)	5,706 (9,550)	5,565 (7,900)	— (6,700)
単位当たりコスト	207,927円/受講者1人		算出根拠	平成24年度執行額(1,157,116,009円/平成24年度受講者数(5,565人))				
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	(目)職業能力開発支援事業委託費(一般)	305	412	事業組入に伴う増				
	(目)庁費(一般)	0.4	0.4					
	(目)委員等旅費(一般)	0.001	0.1					
	(目)諸謝金(一般)	0.006	0.06					
	(目)職員旅費(一般)	0.06	0.09					
	(目)職業能力開発支援事業委託費(特会)	1,040	1,505					
	(目)庁費(特会)	2	2					
	(目)委員等旅費(特会)	0.005	0.5					
	(目)諸謝金(特会)	0.023	0.2					
	(目)職員旅費(特会)	0.2	0.4					
計	1,347	1,920						

事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	ハローワークへの求職障害者が増加する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要である。本事業は広く国民のニーズがあり、雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業であることから国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、障害者の住む身近な地域で多様な訓練機会を確保するため、国が都道府県と委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となって民間の訓練実施機関を活用して訓練を実施するものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。ハローワークへの求職障害者が増加する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要であることから本事業の優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	×	職業能力開発促進法第15条の6第3項の規定に基づき国と都道府県が委託契約を締結して実施する委託事業であり、支出先として都道府県しか存在しない。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	本事業における委託費は原則、訓練受講生一人当たり月6万円を上限としているが、これは一般の求職者を対象とした委託訓練の訓練コースの委託費と同水準である。一般の求職者に比べて障害者に対する訓練実施機関の負担が大きいこと、一コース当たりの受講生は少人数となること等も踏まえると、本事業における委託費の単価の水準は必ずしも十分とはいえない。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、訓練実施のための訓練実施機関に対する委託経費及び訓練支援員の設置に必要な経費などが大部分を占めており、実施に当たり必要不可欠な経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	本事業は、障害者の住む身近な地域において必要な訓練を確保することを目的としており、様々な地域で多様な訓練機会を設定しているものの、完全に受講希望者のニーズと合致することは不可能であることから定員充足率が低くなっている。今後は更に訓練定員充足率を高める改善に努めることとしている。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	活動実績は見込みを下回ったものの、見込みに対する実績の執行率が上昇した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>・障害者を取り巻く雇用失業情勢が厳しさを増している中、ハローワークにおいて身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者が大きく増加していることに加え、障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するためには、障害者の住む身近な地域での職業訓練機会を確保しつつ、障害特性に配慮した効果的な委託訓練を実施する必要がある。</p> <p>・平成24年度においては前年度を上回る執行率となり、より多くのハローワークに求職を申し込んだ障害者の方等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な委託訓練機会を確保・提供することができた。</p>				
外部有識者の所見					
引き続き適正執行に努めること。(長崎・井出)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	事業の必要性、執行の観点からの評価としては概ね妥当であるが、引き続き効果的な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
平成24年度公開プロセスコメント結果「抜本的改善」 予算執行率及び就職率の向上を図るべきとのご指摘を受け、平成25年度予算において、委託先開拓のための委託費単価の見直し、担当者制で一貫して支援を行う訓練コーチへの支援体制の集約化、精神保健福祉士等外部専門家の活用を行い、委託訓練の充実を図ることとした。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	944	平成23年	816	平成24年	717

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
1,157百万円

- 1 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 2 都道府県訓練実施計画ヒアリング・都道府県への予算配賦
- 3 事業実施に係る助言・指導、訓練支援員の研修等の実施。

B. 事務費(厚生労働省)
1百万円

〔委託訓練指導等に係る職員旅費等〕

〔随意契約・委託〕

A. 都道府県(47都道府県)
1,156百万円

- 1 委託訓練の設定
- 2 障害者職業訓練コーディネーター、障害者職業訓練コーチ等の配置
- 3 ブロック別委託訓練事業推進交流会議の開催

C. 委託訓練実施機関(民間団体)(東京都委託先)
67百万円

〔委託訓練の実施〕

資金の流れ
(資金の受け取り
先が何を行っているかについて補足
する)(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
外部委託費	企業等への職業訓練の委託費	67			
事務費	訓練支援員への謝金、法定福利費、旅費	37			
消費税		5			
計		109	計		0
B.事務費			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
職員旅費等	委託訓練指導等に係る職員旅費等	1			
計		1	計		0
C.株式会社シーアイ研究所			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	求職障害者に対する職業訓練	13			
計		13	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	障害者委託訓練の実施	109	随意契約	
2	大阪府	障害者委託訓練の実施	81	随意契約	
3	神奈川県	障害者委託訓練の実施	69	随意契約	
4	千葉県	障害者委託訓練の実施	59	随意契約	
5	愛知県	障害者委託訓練の実施	58	随意契約	
6	埼玉県	障害者委託訓練の実施	52	随意契約	
7	長野県	障害者委託訓練の実施	52	随意契約	
8	福岡県	障害者委託訓練の実施	49	随意契約	
9	静岡県	障害者委託訓練の実施	40	随意契約	
10	鹿児島県	障害者委託訓練の実施	38	随意契約	

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社シーアイ総合研究所	障害者委託訓練の実施	13	随意契約	
2	株式会社D&I	障害者委託訓練の実施	7	随意契約	
3	株式会社ネクストワークス	障害者委託訓練の実施	6	随意契約	
4	株式会社アイエヌ	障害者委託訓練の実施	4	随意契約	
5	有限会社スタートメニュー	障害者委託訓練の実施	4	随意契約	
6	株式会社エデルタ	障害者委託訓練の実施	3	随意契約	
7	ジョブサポートパワー株式会社	障害者委託訓練の実施	3	随意契約	
8	株式会社 視覚障害者 就労生涯学習支援センター	障害者委託訓練の実施	3	随意契約	
9	東京都ビジネスサービス株式会社	障害者委託訓練の実施	2	随意契約	
10	社会福祉法人東京コロニー	障害者委託訓練の実施	2	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	地域における障害者職業能力開発促進事業		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成22年度		担当課室	能力開発課		能力開発課長 志村 幸久		
会計区分	一般会計		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第15条の5、職業能力開発促進法第15条の6第3項		関係する計画、通知等	「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定 期間 平成20年度～平成24年度)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	教育・福祉の実施主体である都道府県又は政令指定都市の資源を有効に活用し、障害者の職業能力開発の促進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県又は政令指定都市において、職業能力開発機関と福祉施設、特別支援学校等の関係機関との連携体制を確立し、教育・福祉から職業訓練への円滑な移行を実現する仕組みを形成する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	191	132	132	124	-	
		補正予算	▲30					
		繰越し等						
		計	161	132	132	124	-	
		執行額	96	87	87			
	執行率(%)	59.6	65.9	65.9				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	各都道府県における福祉施設等から障害者委託訓練受講に至った件数が前年度実績以上		成果実績	件数	216	196	246 [推計値]	
			達成度	%	124	91	126 [推計値]	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	事業実施地方自治体数		活動実績 (当初見込み)	地方自治体数	15 (15)	15 (15)	15 (15)	— (24)
単位当たりコスト	5,798,199(円/1地方自治体)		算出根拠	平成24年度執行額(86,972,979円)/平成24年度事業実施地方自治体数(15自治体)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	(目)職業能力開発支援事業委託費	123	-	-				
	(目)諸謝金	0.2	-					
	(目)職員旅費	0.2	-					
	(目)委員等旅費	0.6	-					
	(目)庁費	0.004	-					
	計	124	-					

事業所管部局による点検					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要である。本事業は雇用のセーフティーネットとして国の責務として行う障害者に対する職業訓練を地域において円滑に進める上で不可欠な事業であり、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。また、本事業は、地方自治体からのプロポーザル方式により企画の提案を受け、実施するものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	「重点施策実施5か年計画」(P)において、雇用・就業の基本方針に「雇用政策に加え、福祉政策や教育政策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図る」とされているなど、教育・福祉から職業訓練への円滑な移行を実現する仕組みを形成することは優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	×	職業能力開発機関と福祉施設、特別支援学校等の関係機関との連携体制を確立するとともに、教育・福祉施設、特別支援学校等の関係機関との連携体制を確立することで、教育・福祉から職業訓練への円滑な移行を実現する仕組みを形成するものであることから、支出先を教育・福祉の実施主体である都道府県又は政令指定都市とすることは妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	プロポーザル方式により企画の提案を受け、審査することでコストの削減及び水準の適正化が図られている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	費目・使途は地方自治体がプロポーザル方式により企画の提案の審査を受けるため、審査を通過した企画内容に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	印刷製本を自前で作成したり、所有する会議室を使用するなど、各地方自治体が経費の削減に努めたため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	見込み通りの地方自治体が事業を実施している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>・ハローワークにおいて身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者が大きく増加していることに加え、障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、的確な訓練制度の周知、適切な受講あっせん、効果的な職業訓練の実施、就職支援等の取組に当たって、都道府県、労働局・ハローワーク、特別支援学校、福祉施設等関係機関が連携して一体的な支援を行う必要がある。</p> <p>・本件事業においては事業実施自治体数を活動指標として設定しているところ、24年度においては当初見込み通りの実績となっており、本件事業の目的に資するものと判断することができる。</p>				
	外部有識者の点検対象外				
外部有識者の所見					
外部有識者の点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の改善	事業実績を勘案・検証したうえで、効果的・効率的な事業運営に努めながら、執行状況を予算要求に反映していくこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
廃止	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業と統合することにより平成25年度で事業を廃止。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	—	平成23年	900	平成24年	781

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
87百万円

- 1 予算要求・編成
- 2 地方自治体の企画の審査

随意契約・委託

A. 政令指定都市(15市)
87百万円

- 1 職業訓練受講促進のための相談・周知・広報
- 2 障害者職業能力開発推進会議の開催
- 3 障害者職業能力開発説明会・セミナーの開催

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.名古屋市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸経費	障害者職業能力開発プロモーターの配置に要する費用	7			
事業費	会議、説明会、セミナー開催経費	1			
消費税		0.4			
計		9	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名古屋市	地域における障害者職業能力開発事業の実施	9	随意契約	
2	浜松市	地域における障害者職業能力開発事業の実施	8	随意契約	
3	京都市	地域における障害者職業能力開発事業の実施	8	随意契約	
4	新潟市	地域における障害者職業能力開発事業の実施	7	随意契約	
5	神戸市	地域における障害者職業能力開発事業の実施	7	随意契約	
6	北九州市	地域における障害者職業能力開発事業の実施	7	随意契約	
7	横浜市	地域における障害者職業能力開発事業の実施	6	随意契約	
8	大阪市	地域における障害者職業能力開発事業の実施	6	随意契約	
9	千葉市	地域における障害者職業能力開発事業の実施	6	随意契約	
10	仙台市	地域における障害者職業能力開発事業の実施	5	随意契約	

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート

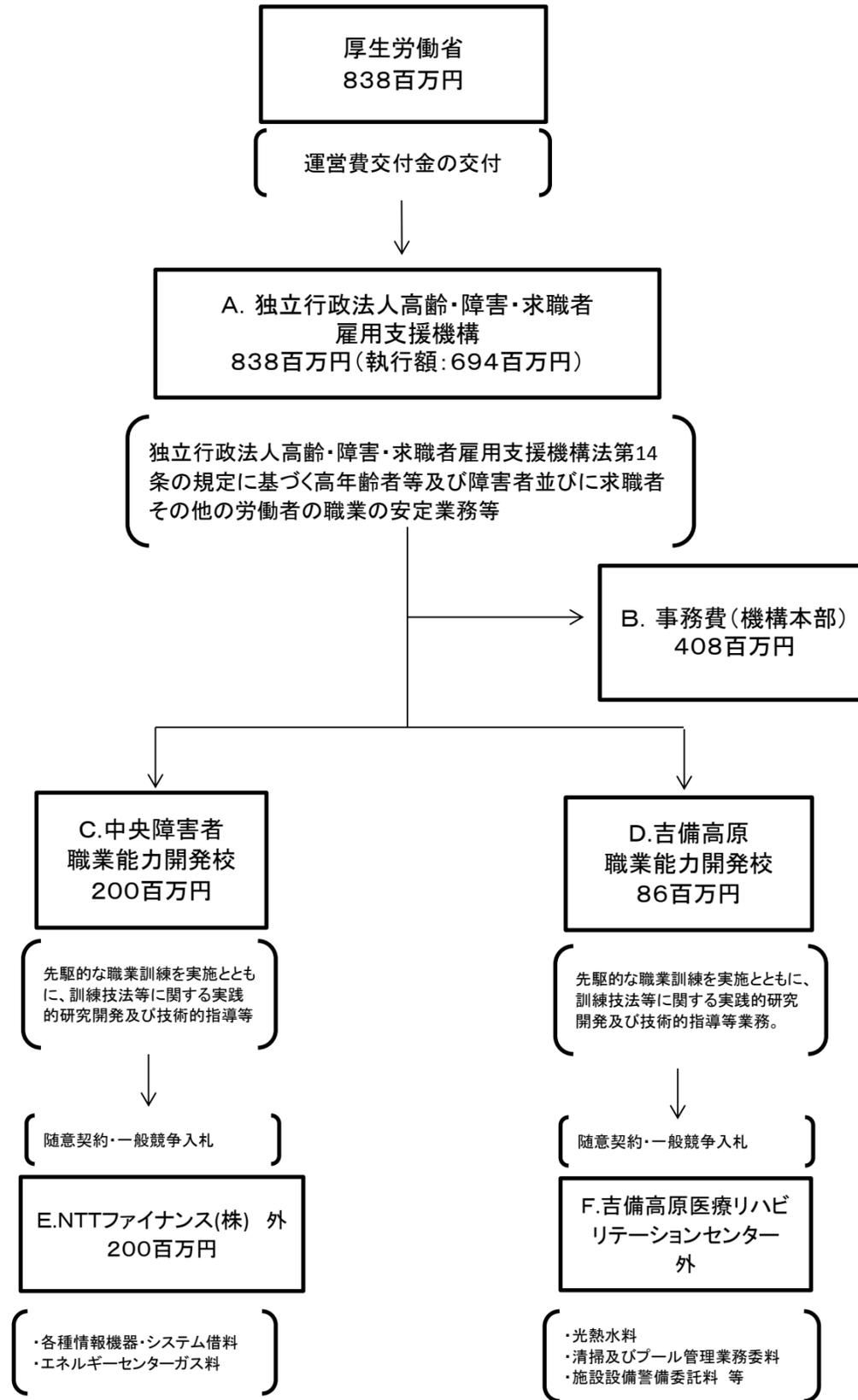
(厚生労働省)

事業名	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業能力開発 勤定運営費交付金 (平成23年9月までは独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者 職業能力開発勤定運営費交付金)		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者		
事業開始・ 終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	能力開発課		能力開発課長 志村 幸久		
会計区分	一般会計		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援 等を行うこと				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	職業能力開発促進法第16条		関係する計画、 通知等	「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者 施策推進本部決定 期間 平成20年度～平成24年度)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔 に。3行程度以内)	中央及び吉備高原障害者職業能力開発校を設置し、精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもとにした指導技法等を関係機関に普及することで障害者の職業能力開発を図る。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、中央及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。同校においては精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、先導的な職業訓練の結果をもとに、これらの特別な支援を要する障害者の訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することで障害者の職業能力の向上を図る。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算		844	873	848	855	
		補正予算		▲414	▲35			
		繰越し等						
		計		430	838	848	855	
		執行額		430	838			
	執行率(%)		100	100				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	就職率 60%(23～24年度)		成果実績			65.9	68.6 [速報値]	61
			達成度	%		109.8	114.3 [速報値]	
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	受講者数		活動実績 (当初見込 み)	人		474	476 [速報値]	—
						(-)	(-)	()
単位当たり コスト	1,760,155円/受講者1人		算出根拠	平成24年度執行額(837,834,000円)/平成24年度受講者数(476人)				
平成 25 ・ 26 年度 予算 内 訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	(目)独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業能力開発勤定運営費交付金	848	855	国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の措置期間終了に伴う増				
	計	848	855					

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費 必要投入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要である。本事業は雇用のセーフティーネットとして実施する障害者に対する職業訓練の高度化、質の向上に不可欠であり、国の責務として実施すべき事業であることから国費を投入する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国の雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、職業能力開発促進法第16条に基づき、国が設置した障害者職業能力開発校の運営を高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	国の雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要であることから本事業の優先度は高い。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	職業能力開発促進法第16条第4項に基づき、厚生労働省令で定めるものの運営を高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせているものである。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	本事業に係る予算が減少している中で訓練定員を縮減せず引き続き確保するため、コスト削減に努めており、予算の執行率が既にほぼ100%となっている。従って、更なる削減は厳しくなっている。また、障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者を対象としているため、障害特性に適應した専門的な訓練機器・設備を設置する必要があることや、訓練コースの多くが1年程度の長期に渡って訓練を実施していることを踏まえると妥当な水準である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、訓練実施のため必要不可欠な訓練指導員の配置や訓練用教材の費用などの経費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点 検 結 果	<p>ハローワークにおいて身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者が大きく増加していることに加え、障害の重度化・多様化も進んでいる。職業訓練上特別な支援を要する障害者の就職を実現するためには、これまで以上に障害者職業訓練に関する専門的かつ高度な知識・ノウハウの蓄積が不可欠であることや、訓練定員の充足率の向上を図る必要がある。</p> <p>一般の職業能力開発校では職業訓練を受けることが困難な障害者に職業訓練を実施するためには、障害特性に応じた訓練設備や個々の障害に対する専門的な知識を有する者の支援が必要であることから、障害者職業能力開発校で引き続きこれらの特別な支援を要する障害者の職業能力開発を進める。</p> <p>・本件事業においては「就職率60%」を成果指標として設定しているところ、平成24年度は目標値を超える成果実績となっており目的に資するものと判断することができる。</p>				
外部有識者の所見					
外部有識者の点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現 状 通 り	事業の必要性、執行の観点からの評価としては概ね妥当であるが、引き続き効果的な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現 状 通 り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	-	平成23年	-	平成24年	934

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構			E.NTTファイナンス(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	人件費	419	借料及び損料	OA科情報システム借料	17
一般管理費	障害者職業能力開発校に係る光熱水料、庁舎維持経費等	121	保守料	OA科情報システム保守料	9
業務費	障害者職業能力開発校に係る業務経費	160			
計		700	計		26
B.事務費(機構本部)			F.吉備高原医療リハビリテーションセンター		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	人件費	372	光熱水料	センター光熱水料	13
一般管理費	障害者職業能力開発校に係る光熱水料、庁舎維持経費等	9			
業務費	障害者職業能力開発校に係る業務経費	27			
計		408	計		13
C.中央障害者職業能力開発校			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	社会保険料負担金	29			
一般管理費	障害者職業能力開発校に係る光熱水料、庁舎維持経費等	72			
業務費	障害者職業能力開発校に係る業務経費	99			
計		200	計		0
D.吉備高原障害者職業能力開発校			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	社会保険料負担金	17			
一般管理費	障害者職業能力開発校に係る光熱水料、庁舎維持経費等	34			
業務費	障害者職業能力開発校に係る業務経費	35			
計		86	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	NTTファイナンス(株)	各種情報機器・システム借料	26	5	91.7
2	武州ガス(株)	エネルギーセンターガス料	10	随意契約	—
3	(株)清光社	施設設備管理業務	9	2	95.1
4	国立障害者リハビリテーションセンター	エネセン水道料	6	随意契約	—
5	丸紅(株)	エネセン電気料	6	1	99.9
6	JX日鉱日石エネルギー	エネセン電気料	6	4	92.1
7	(株)中村組	屋上防水工事	5	6	70.4
8	(株)セフテック	警備業務	3	7	86.8
9	昭和リース(株)	訓練用機器借料等	3	随意契約	—
10	TSビルシステム	清掃業務	3	10	73.9

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	吉備高原医療リハビリテーションセンター	光熱水料	13	随意契約	—
2	富士ゼロックス岡山(株)	複写機保守料	2	随意契約	—
3	(福)吉備の里	清掃管理業務委託料	2	8	79.4
4	西日本建物管理(株)	施設設備警備委託料	2	5	65.3
5	日立キャピタル(株)	複写機借料	1	2	96.2
6	ウオクニ(株)	給食業務委託料	1	2	99.1
7	(福)吉備の里	外構維持管理業務委託料	1	5	73.1
8	賀陽交通(株)	通所バス運行管理業務委託料	1	1	99.4
9	(株)三好エレベーター	昇降機保守管理業務委託料	1	3	96.4
10	山陽文具(株)	照明(LED灯)の購入	1	8	65.2